

大学、短期大学及び高等専門学校¹の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案について

令和6年10月
高等教育局大学教育・入試課大学設置室

1. 概要

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（以下「認可告示」という。）第1条第1項第3号及び第4号に規定する収容定員充足率に係る審査基準について、適切な定員管理を促す観点から、定員規制分野[※]の学部や研究科の収容定員に係る学則の変更（当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものに限る）の認可に当たっては適用除外とする措置を講じるもの。

※「学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による分野を定める件（令和5年3月29日文科科学省告示第35号）」及び「学校教育法施行令第23条の2第1項第6号の規定による分野を定める件（令和元年10月31日文科科学省告示第96号）」において規定する以下の分野
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、船舶職員及び法曹の養成に係る分野

2. 主な改正内容

定員規制分野の学部や研究科の収容定員に係る学則の変更は、学校教育法施行令の規定により、当該収容定員を減じる場合であっても文科科学大臣の認可を要し、当該認可に当たっては認可告示の適用を受けることになるため、認可告示第1条第1項第3号及び第4号に規定する収容定員充足率に係る審査基準を適切に満たす必要がある。

しかしながら、定員規制分野の中でも定員の充足状況は大学によって様々であり、当該学部等の定員に未充足が生じている場合に充足率を改善させるためには、収容定員を減少させる認可申請を行う必要があるものの、認可告示の同基準を満たしていない学部がある場合には、当該学部等の収容定員を減少させる認可申請であっても認可することができないことから、適切な定員管理を促すために、定員規制分野の学部や研究科の収容定員に係る学則の変更の認可申請のうち、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないもの限り、認可告示の同基準を適用除外とする改正を行う。

3. 改正のスケジュール（案）

令和6年11月中～下旬 公布・施行

(参考)

○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

第一章 総則

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 （略）

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3～5 （略）

○学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

第三章 認可、届出等

第一節 認可及び届出等

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二十三条 法第四条第一項（法第百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十二 （略）

十三 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更

2 （略）

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員（通信教育及び

文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 (略)

六 私立の大学の大学院の研究科の収容定員(通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。)に係る学則の変更

七・八 (略)

2・3 (略)

学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による分野を定める件

(令和5年3月29日文部科学省告示第35号)

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第23条の2第1項第4号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和6年3月1日から施行し、平成17年文部科学省告示第51号(学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定による分野を定める件)は、令和6年2月29日限り、廃止する。

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

学校教育法施行令第23条の2第1項第6号の規定による分野を定める件

(令和元年10月31日文部科学省告示第96号)

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第23条の2第1項第6号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

法曹の養成に係る分野